

多職種協働によるかかりつけ医・在宅医療等県民啓発手法開発等事業業務委託 企画提案募集要項

1 目 的

千葉県在宅医療を推進するためには、医療の受け手側である県民の過度な病院依存を解消し、地域においても安心して医療を受け療養できることを理解する必要がある。そのためには、医療提供の現場において、医師、看護師、薬剤師及び介護関係者等が患者や利用者との間で具体的な共通認識を持ち、信頼関係を構築することが重要である。このことから、多職種協働の啓発活動を展開し、県民の理解促進を図る。

このため、本業務は、医療介護従事者が県民に対して行う啓発について、効果的・効率的に進めるための手法の開発等を行うものである。

2 事業の概要

(1) 事業名称

多職種協働によるかかりつけ医・在宅医療等県民啓発手法開発等事業業務委託

(2) 業務内容

本事業の受託者（以下「受託者」という。）は、前記目的を達成するため、別添「多職種協働によるかかりつけ医・在宅医療等県民啓発手法開発等事業業務委託仕様書」に記載した業務を行う。

(3) 委託期間

契約締結の日から平成30年3月31日まで

(4) 委託金額の上限

11,200,000円（消費税及び地方消費税を含む）

※ 委託料の支払い方法は、原則として精算払いとする。

(5) 実施方法

本事業に対する企画提案を募り、審査により最も優れた企画提案を行った者を最優秀提案者として決定し、契約の相手方として決定した上で、公益社団法人千葉県医師会の委託業者として実施する。

3 応募資格

- (1) 宗教活動や政治活動を主たる目的とした団体でないこと。
- (2) 特定の公職者（候補者を含む。）又は政党を推薦、支持、反対することを目的とした団体でないこと。
- (3) 暴力団でないこと、又は暴力団若しくは暴力団員の統制下にある団体でないこと。

4 全体スケジュール

内 容	期 間
公募	平成29年9月8日（金）から9月20日（水）まで
企画提案書等提出期限	平成29年9月20日（水） 午後5時（必着）
第1次審査（書面審査）	平成29年9月21日（予定）
第1次審査結果通知	平成29年9月22日（予定）（各応募者に文書等で通知する。）
第2次審査 （プレゼンテーション・ヒアリング審査）	平成29年9月25日（予定） （会場未定）※詳細は、対象者に文書で通知する。
最優秀提案者選定結果通知	平成29年9月29日（予定） （各2次審査対象者に文書等で通知する。）

5 応募方法等

（1）提出書類

- ア 企画提案書（様式1）
- イ 提案事業者に関する調書（様式2）
- ウ 業務処理体制に関する調書（様式3）
- エ 所要経費の積算に関する調書（様式4）
- オ 委託業務の具体的な内容・提案に関する調書（様式5）

キ 関係書類

- （ア）定款又は規約
- （イ）前事業年度の収支決算書
- （ウ）団体の概要を明記したもの（様式は問わない。既存のパンフレット等で可。）
- （エ）プレゼンテーション用補足資料（任意）

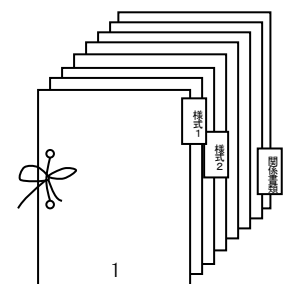
（2）提出部数

正本1部、副本9部（副本は複写可）

（3）作成上の注意事項

- ア 原則としてA4サイズ（縦）で統一すること。
- イ 両面印刷とし、各ページの下部にページ番号を通して振ること。ただし、各様式の1ページ目は奇数ページになるよう、必要に応じて空白ページを挿入して調整すること。
- ウ 左側に2つ穴をあけ、こより紐等で1部ずつ編冊すること。
ホチキスやクリップ類は用いないこと。
- エ 各様式の1枚目に「様式○」「関係書類」のように様式番号等を記載したインデックスシールを貼付すること。

（4）応募方法



- ア 応募書類の提出方法 持参又は郵送。ファックスや電子メールでの応募は認めない。
- イ 応募書類の受付場所 公益社団法人千葉県医師会地域医療課
〒260-0026 千葉市中央区千葉港4-1
- ウ 応募書類の受付時間 午前9時から午後5時まで（土・日曜日及び祝祭日を除く。）
- エ 応募書類の提出期限 平成29年9月20日（水） 午後5時（必着）

※未着、遅延等の場合は、原因の如何を問わず失格として取り扱う。郵送する場合には、十分な余裕をもって発送すること。

6 審 査

選定に係る審査は、審査委員会において審査基準に基づき実施する。なお、企画提案書の内容には企画提案者の秘密及び個人情報に関する事項が含まれていることから、審査は非公開で行う。

(1) 第1次審査

公益社団法人千葉県医師会に提出された企画提案書について、事務局による形式審査を行い、応募資格や提出書類等に係る要件の充足状況を確認する。応募資格要件等を満たしていないと認められる場合には、当該企画提案者は失格となり、事務局は、審査委員会においてその経過を報告する。

形式審査を通過した企画提案者が6者以上の場合には、事務局による書面審査を行う。事務局は、審査委員会においてその経過を報告する。

第1次審査の結果は、全提案者へ文書で通知する。

(2) 第2次審査

第1次審査を通過した企画提案者からのプレゼンテーションを審査委員会において実施し、企画提案書の内容とともに総合的に判断し、最も優れた提案者を選定する。

ア 開催日時 平成29年9月25日（対象者へ別途通知する。）

イ 開催場所 対象者へ別途通知する。

ウ 出席者 2名以内とする。

エ プレゼンテーション

プレゼンテーション実施後、その内容について、質疑応答を行う。

プレゼンテーションは、提出した企画提案書等の資料のみを用いて行うものとし、パソコン、プロジェクター等の機材の使用は認めない。

オ そ の 他 ・ プレゼンテーションに参加しない場合は、審査の対象から除外する。

・ 審査委員会は非公開とし、内容の照会等には応じない。

7 プレゼンテーション

(1) 審査方法

次表の項目に従い審査を行い、最も高い評価を得た企画提案者を最優秀提案者とする。

評価項目	評価基準	
知識、経験及び 業務能力	1	業務を担う専門的知識や技術を有しているか。
	2	過去の同種又は類似業務の実績等はあるか。
業務の実施方針	3	動機が業務内容に適合するとともに、業務内容が的確に理解されているか。
事業の的確さ、 実現性	4	事業の目的や仕様書の内容を理解した提案内容となっているか。
	5	提案内容が優れており、実現性が高いか。
	6	事業スケジュールは妥当か。
	7	適正な算出方法であり、かつ、金額は妥当であるか。
組織の安定性	8	業務を執行するための管理運営や組織体制が整っているか。
意欲等	9	業務を受託するに当たり、取組意欲が優れているか。

(2) 結果通知

第2次審査の結果については、第2次審査参加者全員に文書で通知するとともに、第2次審査後に、公益社団法人千葉県医師会ホームページ上で最優秀提案者を公表する。なお、最優秀提案者以外の企画提案者名の照会や審査結果に関する問い合わせについては、一切対応しない。

(3) その他

審査に関する異議には一切応じられない。

8 質問の受付

応募に係る質問については、次のとおり対応する。

(1) 受付方法

電子メールで問い合わせること。その際、件名を「【プロボ】質問（会社名）」とし、本文中に質問を簡潔に記載すること。

※ 件名の例：【プロボ】質問（〇〇総研）

(2) 質問への回答

質問のあった事項に対する回答を、後日、電子メールにて返信する。

9 応募者の失格

次のいずれかに該当する場合は失格とする。

- (1) 応募資格のないものが企画提案書を提出した場合
- (2) 提出期限を過ぎて企画提案書が提出された場合
- (3) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (4) 会社更生法等の適用を申請する等、契約履行が困難と認められるに至った場合

- (5) 審査の公平性を害する行為があった場合
- (6) 所要経費の積算に関する調書(様式4)の見積額に誤脱や判読しがたい数字の記載がされているとき、又はその金額が訂正されているとき。
- (7) 前記各号に定めるもののほか、提案にあたり著しく信義に反する行為や提出書類の重大な記載不備等、審査委員会が失格であると認めた場合

10 その他の留意事項

- (1) 企画提案に要する経費は、すべて応募者の負担とする。
- (2) 書類提出後の企画提案等の修正又は変更は一切認めない。
- (3) 提出書類の著作権は応募者に帰属する。ただし、公益社団法人千葉県医師会が本案件の報告、公表等のために必要な場合は、提出書類の内容を無償で使用できるものとする。
- (4) 提出された書類は一切返却しない。
- (5) 本業務に係る図版等の使用にあたっては、応募者において、その使用权、肖像権その他一切の権利関係について当該権利が帰属する者の許諾を得る必要がある。
- (7) 本契約により制作された制作物の著作権は、公益社団法人千葉県医師会に帰属する。
- (8) 使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (9) 8(2)に規定する最優秀提案者の通知・公表後であっても、最優秀提案者について3の各号で示した応募資格のいずれかの要件を欠くにいたった場合(従前から要件を満たしていなかったことが判明した場合を含む。)、その者とは契約の締結を行わない。
- (10) 受託者は、受託者が行う業務の全部を一括して第三者に再委託してはならない。また、業務の一部について第三者に再委託を行う場合は、次の各号について、あらかじめ書面で公益社団法人千葉県医師会の承認を得なければならない。
 - ア 再委託の相手方の名称及び住所
 - イ 再委託を行う業務の範囲
 - ウ 再委託を行う必要性
 - エ 契約金額
- (12) 本要項に定めるもののほか、必要な事項は契約で定める。

11 提出先・問い合わせ先

〒260-0026 千葉市中央区千葉港4-1

公益社団法人千葉県医師会地域医療課 担当：山口

TEL 043(242)9247 FAX 043(246)3142

メールアドレス kzkpj@office-cma.or.jp